

(2018年3月23日講演)

## 16. 「世界と日本の ITQ・IQ」

公益財団法人東京財団政策研究所 上席研究員 小松正之 主査

今の分析を国ごとのマクロで示したものの説明であるが、資料 P1 はアイスランドが ITQ を大体 1984 年から導入していった。ITQ 制度は法律として 1990 年からすべての魚種に導入するようにした。赤は簡単に言うと純利益で、黒は EBITDA と呼んで償却前の粗利益であるが、これが順次上がっていった。97% ITQ の傘下に入れたあたりから純利益、粗利益それぞれが 20%30%水準に達して、リーマンショック以降この利益が、要するにアイスランド産品の価格が総体的に安くなるわけであるから、伸びていったと。

資料 P2、3 はオーストラリアである。オーストラリアはミナミマグロで私は苦々しい経験をしているが、1983 年に ITQ を入れて、1985 年にアワビで入れて、1990 年あたりから制度化していった。ずっと ITQ の成果が上がってきている。ただ、養殖を含めると安定はしているが、漁業のほうは、オーストラリア政府の話の話を聞くと資源は皆回復していると言うが、マクロでこのように伸びていないのが私の宿題かと思っている。意図的に取らないのかもしれない。

資料 P4 は日本であるが、日本はあまり参考にならないので、200 カイリ法を入れたあたりから、ここはイワシ・サバで転げ落ちるのだが、落ちた先には、イワシ・サバがいなくなった後もこうやってじわじわじわじわと減っていくわけである。これがやはり資源管理上の問題点だろうと思う。いろいろなことをやるのだが、2001 年に水産基本法を導入しながら第一次の計画、現在は第四次の計画までであるが、この間で 180 万トンぐらいを失っている。

資料 P5 は金額であるが、過去 2 年ぐらいこうやって上がっているが、最近の北海道の情勢を見ていると、高くなると人は買わなくなり、また値段が北海道は 7%減っている。

資料 P7、8 はアメリカ合衆国で、有名なのはマグナソン法が成立して、最初にハマグリ類の ITQ が導入されて、マグナソン法、漁業法であるが、これを 20 年ぶりに改正して、また 2006 年に改正するわけであるが、この間議論があり、ITQ を一回やめるが、やめてもアラスカ勢は、何をばか言っているのだと、自分らはやるということで、American Fisheries Act アメリカ漁業振興法でスケトウダラ中心には共同方式の ITQ を入れている。ニューイングランドはごねていたが、最終的にはグループで巨大な漁業資本に対抗しようと、ITQ を入れている。アメリカはベーリングを 200 カイリでキャッピングしているから、これ伸びないと思う。200 カイリの 200 万トンには今も議論はあるが、どうしても金額は伸びていっている、数量は伸びないという状況である。

ノルウェーについても、1990 年に漁船に張り付けるクォーターをとにかく 1 年やると

導入したら、漁業者は次の年から、このような良い制度はないということです。ずっと入れ始めて、ノルウェーは最初から意図的にマダラも60～70万トン取らせることはできるのだが、今40万トンしか取らせていなく、サケを売ることだけに専念している。それで伸びていないが、これが実際は伸びる。養殖のほうは、養殖業法を少しずつ改正してきて、トータルの金額は伸びているということである（資料 P9）。

ニュージーランドについても、1983年から漁業法を制定して、初めてのITQを1996年に入れて、随時漁業法を改正してきている。今ニュージーランドも伸び悩みであるが、金額のデータがFAOにあまりないものであるからこういう状態であるが、収支上は改善されていると（資料 P10）。以上である。